

質問者 中橋 友子 議員

質問事項

1 持続可能な農業と、安心・安全な食料の生産で、豊かなまちづくりを

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 幕別町農業の現状 | 農林課 |
| (2) TPP11、日欧EPA、日米貿易協定による影響と対策 | 農林課 |
| (3) 「家族農業」に対する評価と取組 | 農林課 |
| (4) 担い手育成、労働力確保の取組 | 農業振興担当、農林課 |
| (5) 新規就農の実績と支援 | 農業振興担当 |
| (6) 各種農業金融制度について有効活用のための見直しや支援 | 農林課 |
| (7) 食の安全の取組 | 農林課 |

【答 弁】

中橋議員のご質問にお答えいたします。

1 持続可能な農業と、安心・安全な食料の生産で、豊かなまちづくりを

「持続可能な農業と、安心・安全な食料の生産で、豊かなまちづくりを」についてであります。

平成30年12月30日にTPP11が、昨年2月1日に日EU・EPAが、本年1月1日に日米貿易協定が発効し、農畜産物の関税が、かつてない水準で撤廃、削減されることとなり、日本農業は自由貿易という大きな局面を迎えております。

このため、国では昨年12月5日に「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂し、強い農林水産業を構築するための体質強化対策や、重要5品目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物に対する経営安定・安定供給対策などの支援策を定めたところであります。

町といたしましても、生産振興の両輪である農業基盤整備と「ふるさと土づくり支援事業」を継続するとともに、「肉用牛遺伝的能力評価支援事業補助金」を創設するほか、農畜産物の高付加価値化や農作業の省力化に取り組む農業者等を支援し、生産基盤の強化や農業経営の安定化を推進しているところであります。

(1) 幕別町農業の現状

ご質問の1点目、「幕別町農業の現状」についてであります。

農業者の経営規模などの分類につきましては、平成29年5月に町が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」において、農業経営の規模や生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様などを踏まえ、農業経営の指標となる主な営農類型を17類型と定めております。

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者、いわゆる認定農業者478経営体（令和2年1月末現在）を営農類型ごとに分類すると、種別、経営規模順に、ゆり根や野菜など園芸専業では、3ha規模が1戸、20haが4戸、小麦、豆、てん菜、馬鈴薯など畑作4品専業では30ha規模が42戸、50haが18戸、畑作4品と結球野菜などの畑作野菜複合では20ha規模が44戸、30haが30戸、畑作4品と根菜類などの畑作野菜複合では30ha規模が54戸、50haが100戸、100haが39戸、120haが6戸となっております。

また、畜産農家では、肉牛と畑作の複合が21戸、酪農と畑作の複合が21戸、肉牛専業では、繁殖牛50頭規模が17戸、80頭が4戸、酪農専業では、経産牛60頭規模が23戸、120頭が40戸、400頭が8戸となっており、このほか営農類型に分類されない養豚や育苗などが6戸となっております。

農業後継者につきましては、2015年農林業センサスにおいて、販売農家525戸のうち、15歳以上の同居農業後継者がいると回答した世帯は143戸で全体の27.2%と、北海道平均の21.3%を上回っておりますが、令和2年1月末現在の本町における調査では、認定農業者478経営体のうち、106経営体と全体の22.2%となっており、減少傾向にあります。

次に、経営主の平均年齢につきましては、2015年農林業センサスにおける本町の経営者の平均年齢は54.9歳と、北海道平均の58.1歳、全国平均の66.1歳を下回っており、また、将来にわたって農業を希望すると答えた農業者につきましては、平成26年度の資料となりますが、「人・農地プラン」作成時のアンケートにおいて、約9割が農業を続けたいと回答しております。

(2) TPP11、日欧EPA、日米貿易協定による影響と対策

ご質問の2点目、「TPP11、日欧EPA、日米貿易協定による影響と対策」についてであります。

日米貿易協定及びT P P 1 1 等による本町の農畜産物への影響額につきましては、農水省が昨年1 2月に公表した「農林水産物の生産額への影響（日米貿易協定）」及び「農林水産物の生産額への影響（日米貿易協定及びT P P 1 1）」、北海道が昨年1 1月に公表した「日米貿易協定による北海道への影響について」等における算出方法に即して、農畜産物を個別品目ごとに合意内容の最終年における生産額への影響額を算出し、これを積み上げ本年2月に試算したところであります。

はじめに、「T P P 1 1による影響額」につきましては、国が試算した農畜産物1 9品目のうち、本町で生産される農畜産物9品目を試算したところ、生産額に減少が生じたのは5品目で、砂糖が1億8,000万円、小麦が8,900万円、牛肉が最大で700万円、豚肉が最大で100万円であり、合計で約2億9,500万円から3億4,200万円が減少する見込みとなっております。

同様に、「日E U・E P Aによる影響額」の試算では、牛乳乳製品や砂糖、でん粉、牛肉、豚肉の5品目で減少が生じ、合計で4億9,200万円から6億6,100万円が減少する見込みとなっております。

また、「日米貿易協定による影響額」の試算では、牛乳乳製品や小麦、でん粉、牛肉、豚肉の5品目で減少が生じ、合計で5億200万円から6億8,600万円が減少する見込みとなっております。

町といたしましては、国の総合的なT P P等関連政策大綱に基づく補助事業の活用を促進するとともに、関税削減に対する農業者の懸念と不安を払拭するための支援や国産農畜産物の消費拡大につながる取組の補完など、町としてどういった役割を果たすことができるのかについて、「ゆとりみらい2 1推進協議会」において検討してまいります。

(3) 「家族農業」に対する評価と取組

ご質問の3点目、「家族農業」に対する評価と取組」についてであります。

近年は、大規模農業やI T農業がクローズアップされておりますが、実際の農業経営体としては、「家族農業」の占める割合が圧倒的に多く、令和2年1月末現在の本町の認定農業者におきましても、478経営体のうち、個人経営体や1戸1法人などの「家族経営体」が464経営体と全体の97.1%を占めており、これは、日本（97.6%）やE U（96.2%）、アメリカ（98.8%）など先進国でも同様の状況となっております。

このため国連は、2019年から10年間を「家族農業の10年」と定め、加盟

国及び関係機関等に対し、食料安全保障の確保や貧困撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進などを求めているところであります。

町といたしましても、「家族経営体」は、地域農業を支える重要な担い手として考えておりますことから、まずは、その基盤となる生産振興と経営安定を図るための各種施策を推進するとともに、経営体内部の成熟度を高める一助となる夫婦や親子間で経営分担や労働条件などを定めた「家族経営協定」の締結を推進するなど家族農業の充実に努めてまいります。

(4) 担い手育成、労働力確保の取組

ご質問の4点目、「担い手育成、労働力確保の取組」についてであります。

本町では、地域農業の担い手の確保・育成、農地の流動化、農業情報の提供に関する事業を総合的に実施することにより、地域の農業・農村の活性化を図り、地域農業の持続的な発展に寄与することを目的として、関係する農業協同組合とともに平成14年6月に農業振興公社を設立しております。

本町における「地域農業の担い手の確保・育成」対策といたしましては、平成7年に開設した農業後継者や新規参入者の農業研修機関であります「まくべつ農村アカデミー」をはじめ、独身農業後継者の配偶者対策として「グリーンパートナー対策事業」などを農業振興公社を中心として実施しているところであります。

次に、労働力確保の取組についてありますが、全国的に人口減少、高齢化が進行し、各分野の産業においても労働力不足が叫ばれており、特に北海道の農林漁業分野は、北海道労働局が毎月発表している「職種別、求人・求職・賃金状況」によると平成30年度の有効求人倍率が農林漁業の職業で2.39倍と、全職業平均の1.17倍に比べ高い水準で推移しており、労働力不足は深刻なものとなっております。

また、農業は作物ごとに作業適期があり、作物の生長過程に応じて作業内容が異なり、特定の時期に多くの労働力が必要となるなど、全国的な労働力不足の進行とともに、必要な時期に必要な人員を集めることが困難になってきております。

町といたしましても、自動操舵や搾乳ロボットの導入などによる労働力の補完、「まくべつ援農隊」や農福連携事業による人員確保、酪農ヘルパーやコントラクターなどによる作業負担の軽減などを推進しているところでありますが、引き続き、農業関係機関と連携を図りながら労働力の確保に取り組んでまいります。

(5) 新規就農の実績と支援

ご質問の5点目、「新規就農の実績と支援」についてであります。

はじめに、本町における新規就農の実績についてであります。自ら農地を取得するなどして新たに就農した新規参入者は、近年では、平成28年度が2組4人、29年度が1組1人、30年度が2組4人、令和元年度が1組2人、合計で6組11人となっております。

また、「まくべつ農村アカデミー」がスタートいたしました平成7年度から令和元年度までの実績で申し上げますと、合計で19組29人となっております。

次に、新規参入者への支援といたしましては、国による農業次世代人材投資事業があり、就農前の2年間の研修中には準備型として一人当たり年額150万円を、就農後の5年間には就農直後の経営が不安定な時期の所得を確保するための経営開始型として、前年所得に応じて最大一人当たり年額150万円が交付されます。

町による支援といたしましては、町が認定した新規就農者が、農地や機械、施設などを借入れた場合に5年間の賃借料の2分の1に相当する額、さらに、農用地等を取得した場合に5年間の固定資産税に相当する額及び農業関係制度資金を借り入れた場合に5年間に係る借入利率の0.5%を超える部分の1%以内の利子補給金を新規就農者奨励金として、平成7年度から令和元年度まで13名に5,629万1千円を交付しております。

また、新規就農予定者を受け入れている農業実習受入農家に対しましても、営農指導費として、月額4万円を実施研修期間内の36月を限度に、平成7年度から令和元年度まで16経営体に820万5千円を交付したところであります。

(6) 各種農業金融制度について有効活用のための見直しや支援

ご質問の6点目、「各種農業金融制度について有効活用のための見直しや支援」についてであります。

農業経営は、天候等により減収や品質低下の影響を受けやすく、他産業に比べ投資回収まで長期間を要する特性があることから、国や道が法律や条例などに基づき、政策的に資金を融通したり、利子補給などを行っており、これら農業関係の政策金融を担う「制度資金」は、金利や償還期間等においても非常に有利なものとなっております。

このため、本町におきましても、農業関係機関や金融機関で構成する「幕別町農業金融制度総合推進会議」を中心に制度資金の活用及び推進に努めているところで

ありますが、制度資金の対象とならない事業につきましても、平成8年に創設した「幕別町農業ゆとりみらい総合資金」により幅広く対応しているところであり、貸付対象事業や利率につきましても、時代背景や農業情勢を考慮した見直しを随時行うことにより、活用しやすい制度となるよう努めているところでもあります。

(7) 食の安全の取組

ご質問の7点目、「食の安全の取組」についてであります。

近年は、共働きや単身世帯の増加に加え、高齢化の進行などにより生活スタイルが多様化しており、さらには、貿易自由化による安価な輸入品の増加などから、国産農畜産物の消費が低下しており、また、国内においては日本人の伝統的な食文化である和食の存在も薄れつつあります。

和食文化を保護・継承し、国産農畜産物の消費を拡大するためには、食生活の改善意識が高まりやすい子育て世代や若者世代に国産農畜産物の安全性や良さを理解してもらうことが重要でありますことから、本町におきましても、農業体験塾をはじめ、JA青年部の協力による小学校での食育推進事業、こどもクッキング教室、給食における地場産品の提供など食育や地産地消に取り組んでいるところであります。

また、国産農畜産物の消費拡大につきましても、関係機関と連携を図りながら、町ホームページや広報紙、SNSなどを通じた国産農畜産物の安全性の周知「まくべつ稔りの里」による農村ホームステイ事業、各種イベントでの農畜産物のPRなどを継続して実施するとともに、十勝地域と東京都台東区・墨田区との連携事業による十勝の農畜産物を使用した新しい食文化の創出など、消費者が生産者を支える仕組みづくりについても検討してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。